

**デジタル時代の著作権協議会（CCD）**  
**2018 年度第 2 回著作物の保護と利活用に関する研究会**

**議事要旨**

日時：2018 年 9 月 7 日（金）10:00～12:00

場所：CRIC 会議室

- 議題 1：講演：「デジタルタイムスタンプを使った著作権保護について」  
講師：粕川敏夫 氏（株式会社ジーニアスノート 代表取締役／弁理士）
- 議題 2：講演：「著作権とブロックチェーン」  
講師：赤澤正純 氏（クリエイターズコイン株式会社 代表取締役）
- 議題 3：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会主査・久保田裕 氏

議題 1：講演：「デジタルタイムスタンプを使った著作権保護について」

株式会社ジーニアスノート代表取締役および弁理士である粕川敏夫氏による講演が行われ、冒頭、タイムスタンプとは、電子データに時刻情報を付与することにより、「日付」と「非改ざん」を証明するための民間サービスであるとの説明があった。

以下概要

○タイムスタンプ制度の経緯

2004 年：総務省「タイムビジネスにかかわる指針」公表

2005 年：日本データ通信協会「タイムビジネス信頼・安心認定制度」創設

2017 年：INPIT「タイムスタンプ保管サービス」開始

○中国でのタイムスタンプの活用状況

中国のタイムスタンプ局（TSA）は半官半民（日本の TSA は民間）

タイムスタンプ関連の判例：2015 年 190 件→2017 年 1,244 件

「时间戳」（タイムスタンプ）の分野別検索結果：「著作権」1,455 件（活用件数の 97%）

※中国での著作権ビジネスは著作権者の証明を求められることが多く、タイムスタンプの活用が有効

○その他

- ・ TSA 証明書の有効期限は約 10 年だが、更新可能
- ・ 裁判の際には証明書と原本を印刷して書証として提出。PDF 証明書は準文書として提出
- ・ 法務省の公証制度はハーグ条約で守られていることから、タイムスタンプを押したデータを認証として扱い、条約加盟国で公証データとして使えるよう法務省と検討中

議題 2：講演：「著作権とブロックチェーン」

前回に続き、クリエイターズコイン株式会社代表取締役および一般社団法人ブロックチェーン開発者協会代表理事である赤澤正純氏による講演が行われた。

以下概要

○スマートコントラクトについて

自動的に実行されるプログラム化された契約のことで、例えば IoT 機器で著作物が使用された場合、自動的に著作者等に支払いが行われる。

○「パブリックブロックチェーン」と「プライベートブロックチェーン」について

前者は、誰でも参加できるが承認が遅く、手数料が数十円～数百円かかってしまうが、後者は、参加者が限定されることで承認が速く、手数料も掛からないため、メタデータとプライベートブロックチェーンにアクセスするための暗号キーだけを前者に書き込み、後者にファイルを置いて利用されている。

○KYC（Know Your Customer：顧客確認）について

先々月の G20 で‘仮想通貨/ブロックチェーンを使う時には KYC を絶対条件とする’と方針が示され、KYC が無いプライベートブロックチェーンはパブリックブロックチェーンに繋がれなくなり、パブリックブロックチェーンは KYC が担保されるようになる。

○ブロックチェーンを活用して無料で漫画が読める海賊版サイトを作れなくする方法は？（参加者の質問）

アプリやブラウザ側が KYC が無いコンテンツは載せないとすることで、サイトに上げることはできるが検索結果に載らなくなるため、繋げることが難しくなり大方解消する。

最後に久保田主査が、「前回から今回と継続して研究テーマとすることでより具体的になってきた。一層理解を深め、著作物の保護と利活用に供するために、次回を最終回として同様のテーマで開催したい。」と説明した。

### 議題 3：その他

事務局から連絡事項

- ①研究会委員は各団体二名まで参加登録することが出来る。一名しか登録していない団体は随時登録可能。研究会を有効に活用してもらいたい。
- ②登録した研究会委員が参加できず代理が出席する場合は、事前に事務局宛に出席する代理の所属部署と氏名を連絡してもらいたい。
- ②研究会委員を登録変更する場合は、「登録・変更票」を事務局宛に提出のこと。随時受付可能。

以上